

まちづくり懇談会 参加団体募集！



市長が皆様と直接お話しします！

“まちづくり” への
熱い思いを聞かせてください！

市長公室 市民の声を聞く課

047-436-2784

まちづくり懇談会実施要領

1. 趣旨

まちづくり全般について、市内で活動している様々な団体等と市長が直接対話することにより、市民の市政への参加促進を図るとともに、市民の意見・市民力を今後の市政に活かしていくことを目的とする。

2. 公募方法等

市長と懇談する団体は、広報紙、市ホームページなどを通して公募し、応募団体としての要件を満たしている団体を選出する。

なお、市長を選出する団体等と懇談を実施する場合もある。

3. 応募団体

応募団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に在住・在勤・在学又は市内で活動している人で構成される団体であること。
- (2) 懇談会当日に、原則として10人程度出席できる団体であること。
- (3) 当該年度内に「まちづくり懇談会」に参加した団体でないこと。

4. 懇談の制限

次の各号のいずれかに該当する場合には、懇談を取消及び中止することができるものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのある場合。
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれのある場合。
- (3) 特定の政治団体・宗教団体に特別の利益又は不利益となるおそれのある場合。
- (4) 個人・団体の誹謗・中傷となるおそれのある場合。
- (5) 苦情や要望等が主たる目的となるおそれがある場合。
- (6) その他「まちづくり懇談会」の趣旨に適さないと判断した場合。

5. 開催日時及び開催場所

開催日時は団体が希望する日時と市長の日程を調整した上で決定し、懇談時間は1時間程度とする。

開催場所は、原則として、市役所とする。

まちづくり懇談会実施要領

6. 運営方法

- (1) 司会進行は団体が行う。
- (2) 進行は、団体が活動報告及び懇談内容等の説明を行った後、市長との意見交換を行う。ただし、運営方法について市民の声を聞く課と事前に協議して決定した場合、この限りでない。
- (3) その他、運営方法に疑義が生じた場合は、適宜協議を図る。

7. 応募方法

代表者は、申込書及び提案書（別添様式参照）に必要事項を記入の上、市役所1階市民の声を聞く課に持参するか、FAX、郵送またはEメールで申込むものとする。

申込書及び提案書は、市ホームページからダウンロードできるほか、市民の声を聞く課・船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）・出張所等に備え付ける。

また、提案書の作成にあたっては、別紙「テーマ一覧表」を参考にして、市政に対する建設的な提案を、具体的かつ詳細に記載するものとする。

8. 開催通知

開催通知を文書により団体の代表者に通知する。

9. 懇談内容の公表

市民に対して積極的な情報公開を行う観点から、懇談会の様子は、市民の声を聞く課で写真撮影、録音等を含めて記録を取り、懇談内容及び状況を市ホームページ等で公表する。

参加する団体が、懇談内容の録音、録画等を希望する場合には、事前に市民の声を聞く課に相談するものとする。

10. 個人情報の取扱い

応募団体及び応募者の個人情報は、本懇談会開催に係る事務にのみ使用する。

11. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

まちづくり懇談会実施要領

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。